

(5) 主な貸付条件 (令和6年12月末日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
産業開発資金	沖繩において産業の振興開発に寄与する事業者等	基準金利 1.60% 政策金利Ⅰ 1.45% 政策金利Ⅱ 1.25% 政策金利Ⅲ 1.05%	1年以上10年以内 (特に必要と認めるときは30年以内)	3年以内 (特に必要と認めるときはこれを超えることができる)	所要資金の7割 (沖繩離島又は海外航路に係る就航船の建造又は改造、航空機の購入、発電設備等の取得、ガス製造設備・供給設備の取得に必要な資金は8割)
生業・教育・恩給担保資金	沖繩において事業を営みかつ、住所を有する者	基準利率 2.20% 特別利率① 2.10% 特別利率② 1.85% 特別利率③ 1.60% 経営改善利率 1.45% 基準利率 2.35% 母子家庭等 1.95% 教育離島 (教育一般資金)	設備 10年以内等 運転 5年以内等	設備 1年以内等 運転 6カ月以内等	4,800万円等
教育資金	沖繩において住所を有する者で教育を受ける者又はその者の親族	1.45% ただし、その適用の限度は350万円。これを超える部分は2.35% 母子家庭等かつ教育離島 (教育一般資金) 1.05% ただし、その適用の限度は350万円。これを超える部分は1.95% 母子家庭の母又は父子家庭の父 (教育一般資金) 1.05% ただし、その適用の限度は350万円。これを超える部分は1.95% 所得特例 (教育一般資金、沖繩人材育成資金) 1.95% 所得特例かつ教育離島 (教育一般資金) 1.05% ただし、その適用の限度は350万円。これを超える部分は1.95%	教育一般資金 18年以内 沖繩人材育成資金 20年以内	在学期間以内	教育一般資金 350万円 (一定の要件に該当する場合は450万円) 沖繩人材育成資金 教育一般資金とは別に200万円

(5) 主な貸付条件(令和6年12月末日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
恩給担保資金	恩給等の支給を受ける者	恩給担保等0.9% (貸付期間4年)	4年以内	なし	250万円以内(ただし、恩給等の支給額の3年分以内)
中小企業資金	国際物流拠点産業集積地域、産業イノベーション促進地域内において事業を営む方	基準利率 1.55% 特別利率①1.20% 特別利率③0.95%	設備 20年以内 運転 7年以内	設備 5年以内 運転 3年以内	7億2,000万円
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方	基準利率 1.55% 特別利率①1.45% 特別利率②1.20% 特別利率③0.95%	設備 20年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	7億2,000万円
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	基準利率 1.55% 特別利率②1.20% 特別利率③0.95%	設備 15年以内 運転 8年以内	設備 3年以内 運転 3年以内	7億2,000万円
医療新築資金	沖繩において医療施設等を開設する者	1.10%	建築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則20年以内	原則2年以内	(病院の場合) 原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
甲種増改築資金		1.10%	増改築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
乙種増改築資金		1.30%	増改築又は購入 (耐火) 原則30年以内 (その他) 原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の6割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
機械購入資金		1.70%	原則5年以内	原則6カ月以内	原則7億2,000万円又は購入価格の8割のいずれか低い額
長期運転資金		1.50%	原則3年以内	原則6カ月以内	原則15万円×病床数又は1,500万円又は所要資金の8割のいずれか低い額
生活衛生資金	生活衛生関係業者 生活衛生同業組合及び同 連合会等	基準利率 2.20% 特別利率①2.10% 特別利率②1.85% 特別利率③1.60% 経営改善利率1.45%	(1)一般設備貸付 13年以内等 (2)振興事業設備貸付 20年以内等	(1)一般設備貸付 1年以内等 (2)振興事業設備貸付 2年以内	(1)一般設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 7,200万円 クリーニング業 1億2,000万円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 興行場営 2億円 サウナ営業 2億円 ロ 生活衛生同業組合等 1億5,000万円 ハ 生活衛生同業組合連合会 3億円 (2)振興事業設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 7億2,000万円 興行場営業 7億2,000万円 ロ 生活衛生同業組合等 2億1,600万円 会社及び個人 5,700万円 (クリーニング取次業 4,800万円) 組合等 4,000万円 9,000万円等
営業振興運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合の 組合員等	基準利率 2.20% 特別利率①2.10%	7年以内	2年以内	2億1,600万円 5,700万円 (クリーニング取次業 4,800万円) 組合等 4,000万円 9,000万円等
振興事業運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合等 及び振興指針に係る指導 事業を行う生活衛生同業 組合連合会	基準利率 2.20%	7年以内	2年以内	2億1,600万円 5,700万円 (クリーニング取次業 4,800万円) 組合等 4,000万円 9,000万円等

(5) 主な貸付条件(令和6年12月末日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
住宅資金 個人住宅資金	沖縄において自ら居住するための住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者で借入申込年度の前年の「所得金額が600万円」以下の者 個人又は法人(地方公共団体、地方公社及び協会、公社を除く。)で、住宅を建設して賃貸する事業を行なう者	1.54%	35年以内	なし	限度額又は必要額×融資率のいずれか低い額 ・限度額 建物 1,780万円 土地 440万円 ・融資率 (住宅の建設費+土地又は借地権の取得価額)×50%
賃貸住宅資金	個人又は法人(地方公共団体、地方公社及び協会、公社を除く。)で、住宅を建設して賃貸する事業を行なう者	1.64%	35年以内	なし(サービス付き高齢者住宅向け賃貸住宅資金については1年以内)	省エネ賃貸住宅及びサービス付高齢者向け賃貸住宅の建設の場合 (建設費+土地又は借地権の取得価額)×100%
住宅改良資金	住宅の改良を行う者	(共用部分の改良を行う者) 宅地債券積立者又は管理計画認定マンション0.77% 上記以外0.97% 自ら居住1.14% 上記以外1.01%	20年以内	なし	サービス付高齢者向け賃貸住宅の購入の場合 (購入費+土地又は借地権の取得価額)×80%
災害復興住宅資金	災害復興住宅の建設、購入又は補修等を行う者	1.51%	35年以内	建設・購入3年以内 (償還期間に含まない) 補修1年以内 (償還期間に含まない)	共用部分の改良を行う者 共用部分の改良工事に要する費用×100% 限度額又は必要額のいずれか低い額 ・限度額 建設及び購入 土地あり 5,500万円 土地なし 4,500万円 補修 2,500万円
財形住宅資金	自ら居住するための住宅を必要とする者で、財形貯蓄を1年以上行い、その残高が50万円以上あり、事業主等から負担軽減措置を受けられる者	1.51%	新築住宅 35年以内 中古住宅 25年以内(優良中古住宅、優良中古マンション35年以内) 改良 20年以内	なし	財形貯蓄残高の10倍に相当する額。ただし、4,000万円を限度とする。

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
農林漁業資金 沖縄農林漁業経営改善資金	農林漁業を営む者等	1.40%	25年以内	10年以内	所要資金の8割（一部業種の規模拡大に関しては9割）の範囲内で個人、法人別等限度あり 当該年度の所要資金（公有牧野の場合には特例あり）
農業基盤整備資金	土地改良区等	災害 1.05% 補助 果営 0.75% その他 1.15% 非補助 1.40%	25年以内	10年以内	
農業経営基盤強化資金	認定農業者	0.85%	25年以内	10年以内	個人 3億円（特認6億円（ただし、公庫農林漁業資金以外の負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額）） 法人 10億円（特認20億円又は30億円（ただし、公庫農林漁業資金以外の負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額））
農業改良資金	農業を営む者等	無利子	12年以内	3年以内（要件によって） 5年以内となる特例あり）	個人 5,000万円 法人又は団体 1億5,000万円
経営体育成強化資金	農業を営む者	1.40%	25年以内	3年以内（要件によって） 5年以内若しくは10年以内となる特例あり）	負債整理以外 所要資金の8割（要件によって別途限度あり） 負債整理 個人 1,000万円 法人 4,000万円 （要件によってこれらを超える別途限度あり）
製糖企業等 農林漁業セーフティネット資金	製糖業者等 農林漁業を営む者	1.05% 1.05%	30年以内 15年以内	5年以内 3年以内	※貸付金額の合計額は、個人及び農業参入法人にあつては1億5,000万円、法人及び集落営農組織にあつては5億円を超えないものとする。 所要資金の8割 600万円（ただし、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合にあつては、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額） （要件によってこれらを超える別途限度あり）